

## 令和2年長浜市農業委員会10月定例総会会議録

令和2年10月12日の午後1時30分、長浜市農業委員会を長浜市役所高月支所、3階、3A会議室に招集する。

### 1. 会議に出席した委員（19人）

会長 12番 角田 功

会長職務代理者 8番 將亦 富士夫

委員	1番	小畑 義彦	2番	伊藤 泰子
	3番	布施 善明	4番	阿辻 康博
	5番	西橋 絹子	6番	廣田 重夫
	7番	八若 和美	9番	北村 富生
	10番	大塚 高司	11番	堀田 繁樹
	14番	中島 一枝	15番	近藤 和夫
	16番	廣部 重嗣	17番	家倉 和行
	18番	保積 郷司	19番	池田 美由紀
	20番	松居 利平		

### 2. 会議に欠席した委員

13番 多賀 正和

### 3. 会議に出席した職員

局長 秋野 忍、次長 金子 嘉徳、副参事 西尾 教則  
主幹 大住 広樹

### 4. 議案等

報告	農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について
報告	農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について
報告	農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知について

報 告	農用地利用配分計画の認可の通知について
議案第506号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第507号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第508号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第509号	農用地利用集積計画案について
議案第510号	土地改良事業参加資格交替承認について

## 5. 議事録署名委員

17番 家倉 和行      18番 保積 郷司

午後1時30分開会

(事務局)

それでは定刻となりましたので、ただ今より、長浜市農業委員会 令和2年10月定例総会を開催させていただきます。菅内閣が誕生し、国民のための内閣として、縦割り行政の打破、脱ハンコ、デジタル庁の設置など様々な行政改革を打ち出しておられます。

本市におきましても、このような改革にスピード感を持って対応できるよう10月1日付けで、くらし、経済再生支援室に行政デジタル化推進室を設置したところです。本農業委員会におきましても、市民の負担を減らしながら効率良く事務を進められるよう、業務や申請書類の見直し等に取り組んで参りたいと思っております。具体的な内容がまとまりましたら、ご説明もさせていただきますので、その節にはご協力をお願いいたします。

さて、本日の定例総会につきましては、多賀委員から欠席通告がありましたので、委員総数20名全員の内19名と過半数以上の出席があり、農業委員会等に関する法律、第27条第3項の規定による会議の成立をご報告いたします。

(事務局)

それでは、報告と本日の会議次第について説明いたします。まず報告ですが、9月18日常設審議委員会が大津市において開催され、会長に出席していただきました。なお、今回は、当委員会からの諮問案件がありましたので、説明のため事務局も出席しております。

続きまして、今月の審議事項につきましては、3条申請が1件、4条申請が2件、5条申請が6件と、農用地利用集積計画案の決定、土地改良事業参加資格交替の承認、その他、各種届出等の報告がございます。

なお、農地転用に係る案件につきましては、去る10月5日に当番委員、1番の小畑義彦委

員、2番の伊藤泰子委員に現地調査をしていただいておりますので、後ほど説明をお願いいたします。また、各案件につきましては、農地等調査委員会の当番委員協議を経て、提出しております。事務局からの各議案の説明にあたりましては、個人情報にあたる部分の説明は除かせていただきますので、ご了解ください。また、質問等をしていただく際には、最初に議席番号と氏名を申しあげて頂いたうえで、個人情報にもご留意いただき、ご発言いただきますようお願い申し上げます。

それでは、会議に入らせて頂きます。議事進行については、会長よろしくお願い致します。

(会長)

午前中の全員協議会を開催し、意見書につきまして全員の賛同を頂きました。午後からは本会議となります。ほぼ秋の刈取りは済んでおり、農閑期に入っている方もおられると思いますが、大変お忙しいところ皆様にはご出席いただきありがとうございます。

いつ終息するのか分からない新型コロナウイルスですが、一人一人が予防をしていかなくはと思います。

それでは、本日の欠席通告ですが、13番の多賀正和委員が欠席通告をいただいています。議事録署名委員報告ですが、17番の家倉和行委員、18番の保積郷司委員、両委員よろしく申し上げます。

それでは、会議にはいります。本日も大変多くの議案がございます。議事が円滑に進行できますよう委員の皆さま方のご協力をよろしくお願いいたします。

まず、報告事項について事務局より説明をお願いします。

(事務局)

農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、令和2年10月12日、長浜市農業委員会会長名。

今月は2件の届出がありました。届出地は、都市計画法に規定されている市街化区域で、住宅や事業用施設などが立ち並ぶ宅地化の進んだところ。内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので受理し、農業委員会事務局規程第6条により専決処分のうえ、受理通知書を発行しておりますので、報告します。なお、位置図についてはスクリーンに表示しますので、ご確認ください。

番号1、土地の表示、八幡東町地先、田1筆、306㎡を駐車場に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の東に位置します。周囲の状況は、東は宅地、西は宅地、南は宅地、北は宅地です。

番号2、土地の表示、東上坂町地先、田1筆、918㎡、畑39㎡、合計957㎡を資材置場に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の北に位置します。周囲の状況は、東は水路、

西は道路、南は雑種地、北は雑種地です。

続いて、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、令和2年10月12日、長浜市農業委員会会長名。

今月は8件の届出がありました。届出地は、都市計画法に規定されている市街化区域で、住宅や事業用施設などが立ち並ぶ宅地化の進んだところですが、内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので受理し、農業委員会事務局規程第6条により専決処分の上、受理通知書を発行しておりますので、報告します。なお、位置図についてはスクリーンに表示しますので、ご確認ください。

番号1、土地の表示、四ツ塚町地先、田2筆、503㎡を売買により住宅に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の中ほどに位置します。周囲の状況は、東は道路、西は宅地、南は道路、北は道路です。

番号2、土地の表示、南田附町地先、田2筆、142㎡を交換により進入路に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の北ほどに位置します。周囲の状況は、東は水路、西は雑種地、南は譲受人所有田、北は道路です。

番号3、土地の表示、田村町地先、田4筆、939㎡を売買により住宅用地に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の西に位置します。周囲の状況は、東は道路、西は田、南は次の番号4の農地、北は道路です。

番号4、土地の表示、田村町地先、田1筆、389㎡を売買により資材置場に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の西に位置します。周囲の状況は、東は道路、西は田、南は畑、北は先ほどの番号3の田です。

番号5、土地の表示、西上坂町地先、田2筆、1,937㎡、畑55㎡、合計2,028㎡を売買により倉庫に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の西に位置します。周囲の状況は、東は道路、西は道路、南は田、北は田です。

番号6、土地の表示、下坂浜町地先、畑2筆、326㎡を売買により住宅用地に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の北に位置します。周囲の状況は、東は道路、西は宅地、南は道路、雑種地、北は道路です。

番号7、土地の表示、山階町地先、畑2筆、181.52㎡を売買により倉庫敷地に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の南に位置します。周囲の状況は、東は畑、西は宅地、南は道路、北は宅地です。

番号8、土地の表示、上坂町地先、田1筆、996㎡を売買により倉庫に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の西に位置します。周囲の状況は、東は道路、西は道路、南は田、北は田です。

続いて、農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知について、令和2年10月12日、長浜市農業委員会会長名。

今月、農業委員会宛て計23筆の解約の通知がありましたので、概要について報告させていただきます。内訳は、田23筆、47,758㎡の解約です。番号1、2が相対による利用権の解約で、耕作者変更による解約です。番号3から番号23については、後にご説明申し上げます。議案第509号で中間管理事業における解約です。

農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知に係る報告については以上です。

続いて、農地利用配分計画の認可の通知について、令和2年10月12日、長浜市農業委員会会長名。

このことについて、滋賀県から農地中管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定により通知がありましたので、概要について報告させていただきます。内訳は、田が13筆、合計で28,305㎡です。今回の変更につきましては、すべて耕作者の変更に伴う配分計画の変更となります。

本案件の説明は以上です。

(会長)

ただいま報告のありました4件についてご質問がありましたら、発言ください。

ございませんか、ないようですので議案審議に移ります。

まず、議案第506号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第506号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による許可について意見を求めます。令和2年10月12日提出、長浜市農業委員会会長名。

今月は、3条申請が1件ございました。農地法施行規則に定める必要な記載事項及び必要書類に不備はありませんでしたので、受け付けております。議案書の番号どおり順を追ってご説明いたします。

番号1、土地の表示、高月町東阿閉地先、田1筆、967㎡を、売買で取得されるものです。申請地は青地の田で現地確認をしたところ、水稻の刈り取りがされていました。譲渡人は高齢で、申請地の管理ができないことから、現在、申請地周辺を耕作している譲受人と今般売買の話がまとまり、申請に至ったものです。

以上、番号1につきましては、お手元に配布いたしております許可要件調査書のとおり、譲受人が現在所有する農地及び今回取得する農地を効率的に利用すること、必要な農機具

の所有またはリースの状況、世帯労働力、農作業の常時従事要件、農業組合等地域農業者との関わりの面、及び申請地の利用計画から特段の問題はなく、議案書にもありますとおり、本農業委員会の定める下限面積要件を満たしていることから、農地法第3条第2項各号に該当せず、全て許可要件を満たしておりますことをご報告いたします。

以上をもちまして、議案第506号にかかる事務局からの説明を終わります。

(会長)

ただいま説明のありました議案第506号について、ご意見ご質問を求めます。

ございませんか。他にご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

議案第506号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので申請どおり許可することとします。

(会長)

次に、議案第507号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第507号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について、これを許可することについて意見を求めます。令和2年10月12日、長浜市農業委員会会長名。

今月の締切までに2件の申請がありました。書類審査のうえ、受付を行っております。農地区分につきましては、後ほど申請番号順にご説明いたします。現地調査につきましては、令和2年10月5日に1番の小畑義彦委員、2番の伊藤泰子委員にお願いし、行っております。結果については、各当番委員よりご報告いただきます。よろしくをお願いします。

(事務局)

申請番号1、湖北町石川地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の北側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha以上でありますので、第1種農地と判断しております。第1種農地においては原則許可できませんが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において、居住する者の日常生活上、または業務上必要な施設を集落に接続して設置する場合には、例外的に許可できますことから、許可相当と判断しています。

地元自治会の同意も得られていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、小畑委員さんよりご報告をいただきます。

(小畑委員)

番号1について報告します。航空写真をご覧ください。番号1は、土地の表示、湖北町石川地先、田、1,000㎡、転用目的を貸資材置場とした申請です。周囲の状況は、北は宅地、西は雑種地、東と南は道路です。

写真をご覧ください。申請者は申請地集落に居住し、製箱加工業会社を経営されています。今回、経営会社の事業拡張により資材置場が必要となり、工場の近辺で資材置場の設置を計画され、貸資材置場として申請されたものです。

隣にある工場と合わせて土地の一体化計画をされております。造成については山の土で造成されます。写真にある工場の奥と手前で出入りされます。排水については奥の方にされます。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策もしっかり計画されており、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号2、川道町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の東側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。第2種農地においては、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせるときは許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものでない場合は、例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。

地元自治会、土地改良区の同意も得られていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、伊藤委員よりご報告をいただきます。

(伊藤委員)

番号2について報告します。航空写真をご覧ください。番号2は、土地の表示、川道町地先、畑、259㎡、転用目的を車庫とした申請です。周囲の状況は、北と西と東は雑種地、南は宅地です。

写真をご覧ください。申請者は申請地の西側に居住されています。申請地南側に息子が家を建設され駐車場が必要となり、現在の借用している駐車場では手狭になることから、今回、自宅周辺で車庫を建設される計画を立てられ申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策もしっかり計画されており、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(会長)

ただいま説明のありました議案第507号について、ご意見ご質問を求めます。

ございませんか。他にご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

議案第507号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、申請どおり許可することとします。

(会長)

次に、議案第508号、農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第508号、農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について、これを許可することについて意見を求めます。令和2年10月12日、長浜市農業委員会会長名。

議案第508号につきましては、今月の締切までに6件の申請がありました。書類審査のうえ、受付を行っております。農地区分につきましては、後ほど申請番号順にご説明いたします。備考欄にこめじるしがついています案件につきましては、さる9月23日に、農地等調査委員会の將亦委員長、7番の八若和美委員、18番の保積郷司委員と協議をし、提出している案件です。

現地調査につきましても、先の議案と同様に当番の委員にお願いし、行っております。結果につきましては、各当番委員よりご報告いただきます。よろしく申し上げます。

(事務局)

申請番号1、小野寺町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の西側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。第2種農地においては、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせるときは許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものでない場合は、例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。

地元自治会の同意も得られ、必要書類も添付されていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、小畑委員よりご報告をいただきます。

(小畑委員)

番号1について報告します。航空写真をご覧ください。番号1は、土地の表示、小野寺町地先、畑、109㎡、契約内容は使用貸借で、転用目的を農業用倉庫敷地とした申請です。周囲の状況は、北と東は道路、南は雑種地、西は宅地です。

写真をご覧ください。申請地は、造成されております。これは、貸渡人が昭和20年頃に牛小屋を建設され、昭和38年にお辞めになり、その後は農業用倉庫として使用され、老朽化により平成24年頃に取り壊され現在に至っております。借受人は申請地の北側に居住されております。借受人は、現在使用の農業用倉庫が手狭になり、自宅周辺で新たに農業用倉庫の建設を計画され、貸渡人との話がまとまり申請されたものです。

建設にあたり、農地転用が未手続だったことに気付かれ、今回必要書類も揃えて提出されております。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策も整っており、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号2、稲葉町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の東側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会、隣接農地所有者の同意も得られていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、伊藤委員よりご報告をいただきます。

(伊藤委員)

番号2について報告します。航空写真をご覧ください。番号2は、土地の表示、稲葉町地先、畑、1,005㎡、契約内容は賃貸借で、転用目的を太陽光発電施設とした申請です。周囲の状況は、北は宅地と雑種地、西と南と東は道路です。

写真をご覧ください。借借人は、滋賀県を中心に太陽光発電事業を営んでいる会社です。今回、湖北地区で太陽光発電事業を計画し、平地で障害もなく太陽光発電事業に必要な日照も十分確保できる適地を申請地付近で探されていたところ、高齢で管理に困っていた賃貸人との間で話がまとまり申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策もしっかり計画されており、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号3、南郷町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の北側に位置します。また、申請地は、隣接する道路に水道管、下水道管が埋設され、申請地から概ね500m以内に浅井診療所、浅井小学校があることから第3種農地と判断しております。第3種農地においては、許可の要件はなく、原則として許可できることとなっております。

地元自治会の同意も得られていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、小畑委員よりご報告をいただきます。

(小畑委員)

番号3について報告します。航空写真をご覧ください。番号3は、土地の表示、南郷町地先、田、178㎡、畑、21㎡、計199㎡、契約内容は使用貸借で、転用目的を一般住宅とした申請です。周囲の状況は、北と東は道路、南は宅地、西は申請者所有農地です。

写真をご覧ください。借受人は、現在申請地の南側に両親と同居されております。今回、現在居住の家では手狭になってきたため、自宅周辺に住居を建設する計画を立てられ、貸渡人との話はまとまり申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策もしっかり計画されており、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号4、小谷丁野町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の北側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会の同意も得られていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、伊藤委員よりご報告をいただきます。

(伊藤委員)

番号4について報告します。航空写真をご覧ください。番号4は、土地の表示、小谷丁野町地先、畑、131㎡、契約内容は売買で、転用目的を駐車場とした申請です。周囲の状況は、北と東は道路、南と西は宅地です。

写真をご覧ください。譲受人は申請地の北側に居住されております。今回、申請地南側に居住されている息子夫婦と使用している現在の駐車場では手狭になり、自宅周辺で共同駐車場を計画されたところ、譲渡人と話がまとまり申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策もしっかり計画されており、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号5、高月町東阿閉地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の南側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会、隣接農地所有者の同意も得られていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、小畑委員よりご報告をいただきます。

(小畑委員)

番号5について報告します。航空写真をご覧ください。番号5は、土地の表示、高月町東阿閉地先、畑、148㎡、契約内容は売買で、転用目的を駐車場とした申請です。周囲の状況は、北と西は農地、南は宅地、東は道路です。

写真をご覧ください。譲受人は申請地の南側に居住されています。今回、現状の駐車スペースでは手狭であり、また息子が同居することにより自動車が増え駐車スペースが必要となることから、自宅周辺で駐車場を設置する計画を立てられたところ、譲渡人と話がまとまり申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策もしっかり計画されており、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号6、西浅井町黒山地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の南側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会、隣接農地所有者の同意も得られていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、伊藤委員よりご報告をいただきます。

(伊藤委員)

番号6について報告します。航空写真をご覧ください。番号6は、土地の表示、西浅井町黒山地先、田、129㎡、畑、857㎡、計986㎡、契約内容は使用貸借で、転用目的を家畜畜舎とした申請です。周囲の状況は、北は雑種地と農地、西と南は道路、東は農地です。

写真をご覧ください。借受人は、長浜市地域協力隊で自伐型林業の活動をされています。今回馬を使った木の運搬業を計画され、馬を飼育する厩舎の建設場所等の適地を居住集落内で探されたところ、貸渡人と話がまとまり申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策もしっかり計画されており、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(会長)

ただいま説明のありました議案第508号について、ご意見ご質問を求めます。

ございませんか。

(廣田委員)

番号1についてですが、すでに農地ではなかったということですか。

(事務局)

ご報告いただいた中では昭和20年頃という事なのですが、建物があったと記載はあるの

ですが現在は取り壊されており、証明できるものがございません。

(廣田委員)

わかりました。

(会長)

他にございませんか。

私からさせていただきますが、番号6について、馬を飼ってということですが、どのような申請なのですか？

(事務局)

長浜市地域協力隊で取り組みをされている方で、木を降ろしてくる為の馬。後々にはポニーを飼って、子供を対象にした乗馬体験も考えておられます。たちまちは大きな馬一頭を譲り受け、始業されるという事です。

(会長)

わかりました。他にございませんか。

(池田委員)

同じく番号6についてですか、長浜市地域協力隊の方を後押ししたいと考えておりますし、法的にも問題はないと思うのですが、馬を飼われる場合、臭い等の問題が発生すると思うのですが、地域住民の方の同意はしっかりと得られているのでしょうか。

(事務局)

お聞きしておりますのは、地元の役員方に何度かお話をされておまして、きちんと同意をいただいております。全員の方についてはこれからと聞いております。始業されてから出てくる問題も沢山ございますので、一つ一つ丁寧に対応していくとお聞きしております。

(会長)

他にございませんか。他にご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

議案第508号、農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、申請どおり許可することとします。

(会長)

次に、議案第509号、農用地利用集積計画案について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第509号、農用地利用集積計画案について、このことについて農業経営基盤強化促進法第18条の規定により決定を求めます。令和2年10月12日提出、長浜市農業委員会会長名。

それでは、担当課の農業振興課に代わり、農業振興課提供の資料に基づき説明させていただきます。今月は、相対による利用権設定の案件と農地中間管理事業による利用権の設定の案件と所有権の移転の案件がございます。まず、相対による利用権の設定につきましては、貸し手3人に対して借り手が1人で、筆数は3筆、合計の面積で5,951㎡を利用権設定される計画です。

次に、農地中間管理事業による利用権の設定については、貸し手122人に対して借り手1名で、筆数は293筆、合計面積で583,812.4㎡を利用権設定される計画です。

最後に所有権の移転につきましては、所有者1名、取得者1名、筆数は3筆、面積は7,065㎡を所有権移転される計画です。

それでは、利用集積計画案の詳細をご覧ください。利用権設定についてと記載されている番号1から番号3につきましては相対によるもので、地元農業者に利用権設定される計画です。次に、番号4から番号296までが農地中間管理事業による利用権の設定で、貸し手より滋賀県農林漁業担い手育成基金に利用権を設定される計画です。なお、ここで借手氏名の修正をお願いします。番号292から番号296までの借手氏名が農地中間理機構となっています。正式には滋賀県農林漁業担い手育成基金ですので、修正願います。

次に、所有権移転につきましては、耕作目的で当該地を売買により購入されるもので、譲受人が認定農業者であるため農業経営基盤強化促進法により所有権移転することになったものです。

以上、利用集積計画の借り手はいずれも農地台帳上、農地を効率的に利用し、耕作の事業に必要な農作業に従事すると認められる農家であります。以上のことから農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件に該当していると判断されます。

本案件の説明は以上です。

(会長)

ただいま説明のありました議案第509号について、ご意見ご質問を求めます。

ございませんか。

他にご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

参与制限対象委員。対象は、委員本人及び自己関係団体、配偶者、同居の親族となりま

す。8番の將亦富士夫委員以外にはないと思われませんが、お気づきでしたら挙手を願います。

それでは、対象の委員は自席で採決にくわわらないこととします。

それでは諮問をうけました、議案第509号、農用地利用集積計画案について、提案のとおり農業委員会として決定し、答申することに賛成の方は挙手を願います。

はい、ありがとうございます。賛成多数でありますのでこのことを決定し、市長に答申いたします。

(会長)

次に、議案第510号、土地改良事業参加資格交替承認申請について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第510号、土地改良事業参加資格交替承認について、令和2年10月12日、長浜市農業委員会会長名。

それでは、土地改良事業参加資格交替承認について、説明させていただきます。資料、議案書にございますように、今回湖北土地改良区から申し出がありました39件につきましては、いずれも農業経営基盤強化促進法に基づく賃貸借および使用貸借を設定した農地にかかる3条資格を、耕作者と合意の上で土地所有者に交替されるもので、両者の合意があり妥当と考えますので、交替の承認を求めます。

(会長)

ただいま説明のありました、議案第510号について、ご意見ご質問を求めます。

それでは、議案第510号、土地改良事業参加資格交替承認申請について、これを承認することを農業委員会の意見として決定することに賛成の方は、挙手を願います。

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、承認することとし、申出人に通知することといたします。

(会長)

以上で、本日の議案審議を終了します。

(会長)

次に、報告及び協議事項について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

それでは、令和2年10月農業委員会報告及び協議事項について説明させていただきます。

1点目、各種証明といたしまして、こちらに表記しております証明書を発行させていただいております。

2点目、令和2年11月の農業委員会定例総会につきましては、令和2年11月10日、火曜日の午後1時30分から、こちらについては高月支所、3階、3A会議室で予定しておりますので、よろしく申し上げます。

3点目、令和2年11月の農地転用の現地調査につきましては、令和2年11月2日、月曜日の午前8時30分から市役所本庁舎2階の事務局で予定しております。担当委員さんは、3番の布施委員、4番の阿辻委員となっております。案内については、後日、通知させていただきます。よろしく申し上げます。

4点目、令和2年10月の農地等調査委員会当番委員協議につきましては、令和2年10月21日、水曜日の午前10時から、こちらにつきましても本庁舎2階の事務局で予定しております。当番委員は、1番の小畑委員、20番の松居委員です。よろしく申し上げます。

(会長)

他にご意見はございませんか。ご意見等ないようでしたら、これで総会を終了いたします。ご苦勞様でした。

(閉会)